

独立行政法人北方領土問題対策協会の平成25年度の業務実績に関する項目別評価表

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置											
一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)について、中期目標の最終年度(平成29年度)における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度(平成24年度)に対して、7%削減する。	(1) 中期計画を踏まえ、一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。	一般管理費の削減状況	計画どおり	—	—	計画を下回る					
		事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行したか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
業務経費(特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。)については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。	(2) 業務経費(特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。)については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業における節約を引き続き推進する。	業務経費の効率化状況	計画どおり	—	—	計画を下回る					
		評価項目に記載された各種支援事業における経費の節約を行ったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準についても、引き続き適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	(3) 人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には、その適正化に取り組む、その検証及び取組状況を公表する。	政府の方針を踏まえ、人件費の見直しを行ったか。また、国家公務員との比較指数を定期的に検証し、その結果及び取組状況を公表したか。	同上								
契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)による。「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月)を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。 また、引き続き一者応札の縮減のため、「1者応札・1者応募にかかる改善方策」(平成21年6月協会決定)に従い、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。	(4) 契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月)を着実に実施し、その取組状況を公表する。一般競争入札等の実施に当たっては、「契約監視委員会」の議論・点検見直し結果を踏まえ、競争性のない随意契約について一般競争入札への移行等を見直しを行うとともに、「一者応札・一者応募の縮減のため、「1者応札・1者応募にかかる改善方策」(平成21年6月協会決定)に従い、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図るものとし、真に競争性が確保されるよう取り組むものとする。	随意契約等見直し計画(平成22年3月)に基づき、随意契約及び一者応札・一者応募の見直しを行っているかどうか。また、取組状況を公表したか。	実施	—	—	未実施					
		随意契約によることができる場合の要件を明確に定めているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めているか。また、公告期間の下限を国と同様の基準としているか。	設定	—	—	未設定					
		指名競争入札限度額を国と同様の基準としているか。	国と同様	—	—	国と同様ではない					
		予定価格の作成・省略に関して、会計規程等において明確に定めるとともに、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同様の基準としているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		総合評価方式や複数年契約等契約方法に関する規定について、会計規程等において明確に定めているか。	設定	—	—	未設定					
		総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等を整備しているか。	整備	—	—	未整備					
		審査体制は適切に整備されているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		執行及び審査については、それぞれの役割に応じた事務を適切に実施しているか。	同上								
		事務の実施状況について継続的に検証を行っているか。	同上								
		審査体制の実効性を確保するために、審査担当から理事長に対し報告等を適宜行っているか。	同上								
		監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けたか。	同上								
「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にして、法令等を遵守しつつ業務を行い、協会に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的评价を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。	(5) 内部統制・ガバナンス強化については、「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、法令等を遵守しつつ業務を行い、協会に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、監事の指導も得ながら、定期的な部内連絡会議を実施するなどして、日常的なモニタリングを行うとともに、財務諸表監査の枠内における会計監査人からの意見や「コンプライアンス委員会」からの意見の聴取内容、会計監査人と理事長及び監事との意見交換等の内容を職員に対し周知し、業務を遂行する上での遵守義務を確認するなど、引き続き内部統制・コンプライアンスの充実・強化を図る。	コンプライアンスの推進に関する規定を整備し、その徹底を図っているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		定期的な部内連絡会議を実施し、日常的にモニタリングを行っているか。	実施	—	—	未実施					
		財務諸表監査の枠内における会計監査人からの意見及び「コンプライアンス委員会」からの意見の聴取内容、会計監査人と理事長及び監事との意見交換の内容を職員に対し周知し、必要な対応を検討したか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		理事長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。	同上								
		理事長は、協会のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。	同上								
		理事長は、協会のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。	同上								

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		理事長は、協会の内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。	同上								
		理事長によるマネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか。	同上								
		アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行いその結果を次期アクションプラン及び予算等へ反映しているか。	同上								
		監事監査において、理事長のマネジメントについて検証を行うとともに、把握した改善点等について、理事長及び関係役員に対する報告をしているか。	同上								
毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	(6) 運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	運営費交付金について、債務残高を踏まえ、厳格に算定を行ったか。	同上								
		決算情報・セグメント情報の公表の充実を含め、財務内容等の一層の透明性の確保がなされたか。	同上								

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考	
			A	B	C	D			指標	項目		
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置												
(1) 国民世論の啓発												
<p>① 北方領土返還要求運動の推進 幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を100回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。さらに、返還要求運動を強化するため、民間企業と連携した啓発活動についても検討する。</p> <p>これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、内容の充実状況、参加数等の状況及び新たな指標として各種大会や講演会等の各事業統一的なアンケートを事業参加者に対して実施するなどして、適切に把握するよう努める。また、これらの結果や、政府が実施する世論調査等の結果も活用し、性別や年齢、参加経験等、多角的に国民全体の関心度を測定・分析したうえで啓発活動の改善に資するものとする。</p>	<p>① 北方領土返還要求運動の推進 (ア) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等の実施する以下の事業等が年間100回以上に保たれるよう適切な支援を行う。</p> <p>また、これらの事業の実施による効果は、事業の実施件数、内容の充実状況、参加数等の状況及び各種大会や講演会等の各事業統一的なアンケートを事業参加者に対して実施するなどして、適切に把握するよう努める。また、これらの結果や、政府が実施する世論調査の結果を活用し、性別や年齢、参加経験等、多角的に国民の関心度を測定・分析したうえで啓発活動の改善に努める。</p> <p>(イ) 北方領土返還要求全国大会(2月7日「北方領土の日」開催場所:東京) (ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等 (iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地(根室市)集会、研修会等 (iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動</p> <p>(1) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。</p>	支援事業の合計回数	100以上	90~99	80~89	79未満						
		助成の支援条件は妥当か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。									
		助成の審査は厳格に行われたか。	同上									
		啓発事業の効果について、各事業実施団体から、具体的な指標を明示した報告を受けたか。	同上									
		各事業統一的なアンケートを実施したか。	実施	—	—	未実施						
		国民の関心度を測定分析した上で、啓発活動を改善させたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。									
講師派遣実績	計画どおり	—	—	計画を下回る								

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。	(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。	推進委員の配置人数は適当か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		各機関の連携は緊密に行われたか。	同上								
		推進委員制度を活用し情報共有をした効果がみられるか。	同上								
	(イ) 以下の会議を招集するとともに、必要に応じ北連協及びその加盟団体等が実施する会議に参加し、今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議する。 ○ 都道府県推進委員全国会議(東京/4月) ○ 都道府県民会議代表者全国会議(11月開催予定) ○ ブロック幹事県担当者会議(11月、3月開催予定) ○ 県民会議ブロック会議(6ブロック)	各会議の開催実績	計画どおり	—	—	計画を下回る					
		会議の目的を達成することができたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		北連協等が実施する会議に参加し、事業の計画等につき協議したか。	同上								
		(オ) 根室地域の啓発施設については、啓発効果の一層の向上を図る観点から、施設の設備整備等を行う。また、啓発施設に設置の意見箱の内容を集約し、施設の有効活用が一層図られるよう検討する。	意見箱の意見結果(有意義とするものの割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満				
			北方館等の啓発施設は保有目的に照らして有効に利用されたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。							
			来館者からの具体的な改善要望の把握状況	同上							
			改善要望に対する対応状況	同上							

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (ア) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。 なお、事業実施に当たっては、研修会等へ参加した青少年の事後活動を推進・支援するなどして、効果的な事業実施に努め、返還要求運動への継続的な参加を促すよう努める。 また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握するとともに、年齢、性別、参加経験等を踏まえた分析等をしたうえで、意見を事業に反映させるように努める。</p>	<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (ア) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下の事業を実施する。従前から実施している事業については、前年度の各事業に対する参加者の意見等を踏まえ、内容の充実に努める。 なお、事業に参加した青少年には、事後活動の結果報告の提出を県民会議に依頼するなどして、事後活動の推進を図るものとする。 また、協会が主催する事業については、アンケートを実施し、参加者の反応の状況を把握するとともに、年齢、性別、参加経験等を踏まえた分析等をしたうえで、次年度事業に反映させる。 ○ 北方少年交流事業(対象: 北方領土元居住者の3世等) ・ 内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)等関係大臣に対し、早期解決を訴える。 ・ 同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。 ○ 北方領土問題青少年現地研修会(対象: 中学生、高校生/根室市) ○ 北方領土問題教育指導者現地研修会(対象: 中学校社会科担当教諭等/根室市) ○ 北方領土ゼミナール(対象: 大学生/根室市) ○ 北方領土問題学生研究会(対象: 大学生/原則年2回) ○ 北方領土問題に関するスピーチコンテスト(対象: 中学生) ○ えとぴりか巡回研修事業</p>	各種研修事業の実施	計画どおり	—	—	計画を下回る					
		各種研修の内容・方法は適切か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		前年度事業への意見等を踏まえた改善・プログラム充実が図られたか。	同上								
		事業に参加した青少年の事後活動を推進したか。	同上								
		事業の参加者から次回以降の事業内容の改善に役立つアンケート又は報告書の提出を受けたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		各種研修のアンケートの結果	有意義だったとの回答割合								
		○ 青少年現地研修会	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満					
		○ 教育指導者現地研修会	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満					
		○ 北方領土ゼミナール	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満					
		○ 北方領土問題学生研究会	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満					
○ えとぴりか巡回研修事業	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満							
スピーチコンテストの実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。										

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、 教育者会議へのアンケート等を実施することで、その活動状況を把握し、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努める。	(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について未設置の県に対しては、各県の状況等を踏まえつつ、既設置の都道府県における設置経緯、規約及び活動事例等の情報提供といった働きかけ・協力を引き続き行うとともに、既設立会議については啓発資料・資料及び学習教材集の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。 また、各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。さらに、 教育者会議へのアンケート等を実施することで、その活動状況を把握し、同会議での成果を教育関係者にフィードバックする。	教育者会議の設置の働きかけを適切に行い、それを受け、会議の新たな設置があったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		設立済みの会議への支援状況及び内容は有益であったか。	同上								
		教育者会議全国会議の開催	実施	—	—	未実施					
		会議開催の効果	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		参加者へのアンケート結果 (有意義だったとの回答割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満					
		会議の成果を教育関係者にフィードバックしたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		(ウ) 県民会議等が実施する青少年現地視察事業について適切な支援を行う。	事業への支援状況及び内容は有益であったか。	同上							
③ 北方領土問題にふれる機会の提供 北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。特に、若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない国民に対して積極的に機会の提供を行うため、刊行物やパンフレットのほかに、民間企業のノウハウも活用しながら、インターネット等のICTや街頭ビジョン等を用いて、多くの国民の目にふれやすい事業を実施する。 なお、実施に当たっては、北方領土問題やその歴史、北方領土の現状等に関する情報、知識を分かりやすく伝えるよう工夫するとともに、	③ 北方領土問題にふれる機会の提供 北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、以下の取組を実施することで、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。 なお、以下の事業を実施するにあたっては、北方領土問題やその歴史などの訴求内容を事業の特性を踏まえながら適切に判断し分かりやすく伝えるよう工夫するとともに、イベント参加者へのアンケートやホームページにおける意見募集を実施するなどして、参加者等の反応や関心度を把握するよう努める。	各事業の実施	計画どおり	—	—	計画を下回る					
(ア) パンフレット等の啓発用資料・資料の作成	パンフレット等の啓発用資料、資料の提供方法・内容は工夫されているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。									
(イ) 標語・キャッチコピーの募集	標語・キャッチコピー募集事業の実施状況	同上									
(ウ) 啓発カレンダーの作成	啓発カレンダー作成事業の実施状況	同上									
(エ) 街頭ビジョン等による啓発	街頭ビジョン等による啓発事業の実施状況	同上									

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	(オ) 協会ホームページやSNSを利用して、事業実績などのコンテンツを速やかに更新するなどして情報発信を実施	協会ホームページの更新	月1回以上	—	—	月1回未満					
		インターネットや「エリカちゃん」フェイスブック・ツイッターを活用した積極的かつ分かりやすい情報発信の状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		(カ) 国民とりわけ若い世代が北方領土問題に対する関心を高めるための「北方領土ふれあい広場」(仮称)を実施	効果的に事業を展開するに当たり、アンケート調査の実施など必要な工夫・改善を行ったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。							
		全国北方領土啓発イベント「今が」、知るとき。ちゃんと、北方領土。」は国民世論の一層の啓発に効果的であったか。	同上								
		イベントの参加者数	同上								
(2) 北方四島との交流事業											
① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。 なお、政府から次代の四島交流事業に関する在り方について方針が示された際には、その方針に基づき、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。	以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、日本人参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。なお、四島在住ロシア人受入事業参加者についても、アンケートによる意見の聴取に努める。 また、政府から次代の四島交流事業に関する在り方について方針が示された際には、その方針に基づき、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。	交流事業の目的に沿った実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		訪問・受入事業参加者からの意見募集実施状況	同上								
		訪問事業参加者から聴取した意見の把握状況	同上								
		訪問事業参加者から聴取した意見の反映状況	同上								
		政府から示された方針に基づく見直し等の実施状況	同上								
② 専門家交流 専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。 特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。	② 専門家の派遣 専門家派遣として、教育専門家(中学校社会科教諭)の訪問を青少年訪問と合同で実施する。実施の際には、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。 また、日本語講師を3島(色丹、国後、択捉島)へ派遣する。実施にあたっては、昨年度派遣の講師からの意見聴取などを踏まえ作成するカリキュラムを実施することとする。派遣終了後には、派遣講師に活動報告書の提出をさせるとともに、派遣メンバーを招集して現地におけるより円滑かつ効率的な指導実現のため改善要望事項等を聴取するための報告会を開催するなど、今後の事業内容をより四島側の要望に沿ったカリキュラムとするよう努める。	専門家派遣の実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		教育専門家から提出を受けた報告書の把握状況	同上								
		日本語講師派遣のカリキュラムの見直し、改善状況	同上								
		日本語講師から報告書の提出を受け、報告会を予定通り開催したか。	開催	—	—	未開催					
		今後の事業の効果的実施につながる内容の報告書であったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		今後の事業の効果的実施につながる内容の報告会であったか。	同上								

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	③ その他 北方四島交流事業の本年度の実施結果を踏まえ、相互理解の一層の推進に向けて、実施関係団体等による協議を行う。	協議は予定通り実施されたか。 次回以降の事業内容の改善に資することができるよう、協議の内容の分析・活用は適切に行われているか。	実施	—	—	未実施					
(3) 北方領土問題等に関する調査研究											
調査研究については、返還要求運動や協会が関わるその他啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から、研究テーマ、方法、活用策を検討し、真に必要で有益な調査研究を行う。なお、活用状況を把握するなど、事後における実施効果の検証及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低いものや必要性の低下したものについては積極的に見直し改廃を図る。	北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るために実施する調査研究については、返還要求運動や協会が関わるその他啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点からテーマを検討し、真に必要な調査研究を行う。なお、調査研究の結果については、ホームページ等で公表し、アンケートを通じて活用状況を把握するなど実施効果を検証する。	真に必要なテーマに限って調査研究を実施したか。 調査研究の結果公表レポートについての返還要求運動関係者等へのアンケートの実施結果及び効果等の検証状況とそれに基づく見直しの状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
(4) 元島民等の援護											
① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (ア) 元島民等が行う研修活動や署名活動等を支援する。	① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (ア) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。 また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行うとともに、元島民の後継者の育成及び組織連携の強化、活動の推進等を目的とした元島民の後継者が行う活動について支援する。	「北方地域元居住者研修・交流会」の開催 研修・交流会の開催により望ましい効果を得られたか。 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する適切な支援の内容 元島民後継者の活動に対する支援の内容	計画どおり	—	—	計画を下回る					
(イ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。	(イ) 元島民等により構成される団体が、元島民等が所有する貴重な北方領土関連資料を収集・保存する事業及び広く一般国民に伝えることを目的に収集した資料をホームページへ掲載するとともに、DVDを含む記録集や写真パネルを作成する事業に対し支援を行う。	これまでに収集保存した資料等のホームページへの掲載状況及びその編集及び保存等に対する支援の内容	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成される団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を実施する。	② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成された団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。	自由訪問の実施状況 今後の事業に資する報告書の提出を受けたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業											
	「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」(昭和三十六年法律第百六十二号)の趣旨に則り、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業を効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。		「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、業務の効率化を図っているか。								
① 融資制度の周知 融資の内容及び手続並びに借入資格の承継制度の周知を図るため、対象者が多く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。	① 融資制度の周知 融資対象者が多く居住する道内及び富山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会合等を活用し、以下について周知の徹底を図る。 ・融資内容及び手続の方法について ・生前承継及び同制度を補完する死後承継について また、承継手続きができる可能性の高い世帯に対し、別途ダイレクトメールを送り、手続きを促す。	説明・相談会は予定通り実施されたか。	計画どおり	—	—	計画を下回る					
		説明・相談会には昨年度の実績と比して十分な人数が参加したか。					法人から説明等を受け、分科会委員との協議により判定する。				
② 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関(転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。)との連携を一層強化する。	② 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。 ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)	融資制度の変更事項の周知徹底状況	計画どおり	—	—	計画を下回る					
		会議の開催実績	計画どおり	—	—	計画を下回る					
		関係金融機関との連携により制度利用の円滑化は進んでいるか。					法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				
③ 事業結果の分析・検証 融資実績から得られる利用者の属性や、資金使途・金額等を分析・検証することとし、法の趣旨に照らして融資メニューの見直しを検討する。	③ 事業結果の分析・検証 融資実績から得られる利用者の属性や、資金使途・金額等を分析・検証することとし、必要に応じて融資メニューの見直しを検討する。	融資メニューの見直しの実施状況					法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				
④ 融資資格承継の的確な審査 融資資格の承継を行う際には、法の趣旨に照らして、引き続き的確な審査を実施する。	④ 融資資格承継の的確な審査 法の定める承継要件の確認を戸籍謄本等の公証やその他必要書類を申し受けることにより確実にいき、引き続き的確な審査を実施する。	融資資格承継の的確な審査の実施状況					法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
⑤ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更生資金、修学資金、住宅資金(うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金)については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。	⑤ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努める。また、更生、生活、修学、住宅(うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金)の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持するとともに、個人信用情報システムを活用し、より正確な情報把握に努める等、リスク管理債権を以下のとおり適正に管理する。なお、個人情報の適切な管理が図られるよう、引き続き留意する。	借入者の返済能力、資金効果等を勘案しつつ審査を行っているか。	同上								
		信用リスクの管理が的確に行われているか。	同上								
		時効で消滅した債権はないか。	無	—	—	有					
		破綻先債権の管理は適切か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
		個人情報の適切な管理の取組状況	同上								
		(ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)を全国預金取扱金融機関の23年度末平均比率3.02%以下に抑制する。	左記項目(ア)について リスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)が全国預金取扱金融機関23年度末平均比率3.02%以下に抑制されているか(経済全般の状況も勘案して評価する。)	達成	—	—	未達成				
		(イ) 更生・生活資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の90%以下(29,692千円以下)に抑制する。	左記項目(イ)について 更生・生活資金のリスク管理債権額の状況	90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下	100%超				
		(ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。	左記項目(ウ)について 連帯債務契約の締結が達成目標通りの水準になるなど、修学資金の債権保全の強化がなされたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。							
(エ) 住宅資金のうち増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金のリスク管理債権の残高を前中期計画期間中の目標額の90%以下(46,141千円以下)に抑制する。	左記項目(エ)について 住宅資金(うち増改築等)のリスク管理債権額の状況	90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下	100%超						
④ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。	④ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。	融資業務研修会開催実績	計画どおり	—	—	計画を下回る					
		研修会開催による参加者の理解度	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
⑥ 法人資金の停止 引き続き法人資金の貸付を停止する。	⑤ 法人資金の停止 引き続き法人資金の貸付を停止する。	法人資金の貸付を停止しているか。	停止	—	—	実行					

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画											
別紙	別紙	予算、収支計画、資金計画どおりに事業が執行されているか。執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況は適正か。									
		一般管理費比率、人件費比率等を明らかにしているか。	同上								
		流動資産の管理・運用について、資金運用計画等は策定されているか。	同上								
		流動資産の管理・運用について、適切に資金は管理されているか。	同上								
4. 短期借入金の限度額											
【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	短期借入金の借入を行うこととした理由、その用途は適正か。									
		短期借入金の金額は適正か。	同上								
【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	短期借入金の借入を行うこととした理由、その用途は適正か。									
		短期借入金の金額は適正か。	同上								
5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画											
該当無し	該当無し	—									
6. 重要な財産の処分等に関する計画											
低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	担保の差し入れ先の選定は妥当か。									
		担保の提供方法は妥当か。	同上								
		低利な資金調達が可能となっているか。	同上								

中期計画の各項目	評価項目 (25年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考																		
			A	B	C	D			指標	項目																			
7. 剰余金の使途																													
剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金の使途は適正か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。																										
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項																													
(1) 施設及び設備に関する計画																													
下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th colspan="3" style="text-align: center;">(単位：百万円)</th></tr><tr><th>施設名(所在地)</th><th>予定額</th><th>財源</th></tr></thead><tbody><tr><td>羅臼国後展望塔 (羅臼町礼文町)</td><td>5.4</td><td>施設整備費補助金</td></tr></tbody></table>	(単位：百万円)			施設名(所在地)	予定額	財源	羅臼国後展望塔 (羅臼町礼文町)	5.4	施設整備費補助金	(1) 施設及び設備に関する計画 下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th colspan="3" style="text-align: center;">(単位：百万円)</th></tr><tr><th>施設名(所在地)</th><th>予定額</th><th>財源</th></tr></thead><tbody><tr><td>羅臼国後展望塔 (羅臼町礼文町)</td><td>5.4</td><td>施設整備費補助金</td></tr></tbody></table>	(単位：百万円)			施設名(所在地)	予定額	財源	羅臼国後展望塔 (羅臼町礼文町)	5.4	施設整備費補助金	羅臼国後展望塔につき、必要な改修を行ったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
(単位：百万円)																													
施設名(所在地)	予定額	財源																											
羅臼国後展望塔 (羅臼町礼文町)	5.4	施設整備費補助金																											
(単位：百万円)																													
施設名(所在地)	予定額	財源																											
羅臼国後展望塔 (羅臼町礼文町)	5.4	施設整備費補助金																											
(2) 人事に関する計画																													
① 方針 職員の適性を的確に把握し、適性に応じた人員配置を行う。業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。特に、職員のロシア語習得の推進に努め、職員を採用する際にはロシア語のスキルを考慮した募集を行うこと等の措置を講じるものとする。 ② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期首を上回らないものとする。 (参考1) 1) 期首の常勤職員数 17人 2) 期末の常勤職員数 17人 (参考2) 中期計画期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 【法人単位】937百万円(非常勤役員報酬を除く)	職員の適性を的確に把握し、適材適所の人員配置に努める。業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。特に、職員のロシア語習得の推進に努め、職員を採用する際にはロシア語のスキルを考慮した募集を行うこと等の措置を講じるものとする。	職員の適性に応じた人員配置	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。																										
		職員の各研修会への派遣	同上																										
		ロシア語スキルを考慮した職員募集を行うなど、職員のロシア語習得を進めたか。	同上																										
(3) 中期目標期間を超える債務負担																													
中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	中期目標期間にわたっての契約状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。																										
(4) 情報セキュリティ対策																													
(2) 政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。	政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。	情報セキュリティ対策の実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。																										